

介護福祉士実務者研修(通信課程)学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者(以下、当組合という。)が実施する。

事業所名 福井県民生活協同組合

所在地 福井県福井市開発5丁目1603番地

(設置目的)

第2条 高齢社会において、地域に助け合いの輪を広げ、高い志をもって誰もが安心して暮らせるまちづくりを主体的に進めていく人材を育成し、豊かな地域福祉の創造に寄与する介護職員を養成することを目的とする。

(実施課程)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下研修という。)を実施する。

介護福祉士実務者研修(通信課程)

(研修事業の名称)

第4条 研修事業の名称は「福井県民生活協同組合 介護福祉士実務者研修 (通信課程)」とする。

(養成課程、修業年限及び定員)

第5条 通信課程

課程	修業年限	学級数	受講定員
実務者研修 (通信課程)	各回6か月	第1回1学級 第2回1学級	各回20名

(履修方法)

第6条 当該科目の履修認定については別紙1に定める通信学習時間数に相当する課題の修了と、面接授業時間数の出席を必要とする。

(スクーリングの会場)

第7条 スクーリングの会場は下記のとおりとする。

事業所名 県民せいきょうハーツ物流センター 2階「福祉研修室」

所在地 福井県福井市重立町28字辻40番地

(入学時期)

第8条 入学時期は下記のとおりとする。

第1回 令和8年5月13日(水) 第2回 令和9年1月24日(日)

(入学者の選考方法)

第9条 (受講対象者)

- (1) 福井県民生協の組合員およびその家族
- (2) 福井県において就業を考えている方
- (3) 福井県民生協が受講させることを適当と認めた者
- (4) (1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、全日程を休むことなく修了できる方

(受講手続)

受講選考実施規定によって選考し、決定通知を送付する。受講選考実施規定は次のとおりとする。

- (1) 指定の申込用紙に必要事項を記名押印のうえ申込みものとする。この際、有資格証の写しも併せて添付する。
- (2) 応募多数の場合、生協事業に従事している方および、従事していただける方を優先した上で、事務局で抽選を行う。
- (3) 申込み書類を確認した上で受講者の決定を行い、決定通知と共に受講料等支払いのための書類を受講者宛に送付する。
- (4) 受講者は指定の期日までに受講料を納入する。(振込手数料は、受講生負担)
- (5) 前項の受講手続を完了した者について受講を許可する。

(受講料)

第10条 研修受講料は2020年1月開講分より以下のとおりとする。

無資格者	…	121,000 円	(テキスト代別 税込料金)
認知症実践者研修	…	113,000 円	(テキスト代別 税込料金)
喀痰吸引等研修	…	104,000 円	(テキスト代別 税込料金)
訪問介護員研修3級修了者	…	113,000 円	(テキスト代別 税込料金)
介護職員初任者研修修了者	…	95,000 円	(テキスト代別 税込料金)
訪問介護員研修2級修了者	…	95,000 円	(テキスト代別 税込料金)
訪問介護員研修1級修了者	…	65,000 円	(テキスト代別 税込料金)
介護職員基礎研修修了者	…	35,000 円	(テキスト代別 税込料金)
認知症実践者研修+喀痰吸引等研修	…	100,000 円	(テキスト代別 税込料金)
訪問介護員研修3級+喀痰吸引等研修	…	100,000 円	(テキスト代別 税込料金)
介護職員初任者研修+喀痰吸引等研修	…	73,000 円	(テキスト代別 税込料金)
訪問介護員研修2級+喀痰吸引等研修	…	73,000 円	(テキスト代別 税込料金)
訪問介護員研修1級+喀痰吸引等研修	…	46,000 円	(テキスト代別 税込料金)
介護職員基礎研修+喀痰吸引等研修	…	7,000 円	(テキスト代別 税込料金)
介護職員初任者研修+介護福祉士実務者研修の一部修了(※1)	…	88,000 円	(テキスト代別 税込料金)
介護職員初任者研修+介護福祉士実務者研修の一部修了(※1)+喀痰吸引等研修	…	71,000 円	(テキスト代別 税込料金)

※1 一部修了している科目については、免除となるか確認を行うため、当組合へ問い合わせること。

※2 当組合職員向けの割引を行うこともある。案内書で公表する。

(科目の免除)

第11条 受講希望者が保有する資格によって別表1のとおり科目の免除を行なう。

(受講料の返還)

第12条 受講希望者によりやむを得ない事情によって解約が申し出られた場合、オリエンテーション前日までであれば、返金に際しての振込み手数料を負担して頂き、残りを返金する。ただし、オリエンテーション以後の返金は行わない。なお、受講希望者が少ない場合には開講を中止することがある。その際は、受講料の全額を返金する。

(受講生の本人確認)

第13条 受講生の本人確認は、受講申込受付または初回の講義時に公的な身分証明書(運転免許証等)を持参し、事務等職員が確認する。また通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

(使用教材)

第14条 使用する教材は下記のとおりとする。
介護職員等実務者研修テキスト(中央法規出版)

(通信学習の実施方法)

第15条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

- (1) 受講生は課題解答方法を「郵送」もしくは「e-ラーニング」のどちらかを選ぶことができる。
- (2) 受講生はテキストに沿って自己学習し、定める期日までに科目毎に課題を提出する。
- (3) 4段階で評価(A=90点以上、B=89~80点、C=79~70点、D=69点以下)し、C以上の評価を合格とする。
- (4) D評価の者については合格基準を満たすよう個別指導を経た上で課題の再提出を義務付け、合格するまで提出を求める。その場合の最終評価はC評価とする。

(通信養成を行う地域)

第16条 通信養成を行う地域は下記のとおりとする。
全国

(面接授業・スクーリングの実施方法)

第17条 面接授業(スクーリング)は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に指定の研修会場にて行う。出席を確認するため受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。
- (2) 面接授業に出席するためには、当組合の定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。

(課程修了の認定)

第18条 課程修了の認定については以下のとおりとする。

- ・受講料を全額支払っていること。
- ・原則、面接授業(スクーリング)にすべて出席すること。但し、当組合が許可した場合に限り、面接授業ごとの出席時間数が3分の2以上であれば修了試験を受験可能とする。
- ・レポート等課題にすべて合格すること(C=79~70点以上の評価を受けること)。
D(=69点以下)評価の場合には再提出とし、合格するまで提出すること。その場合の最終評価はC評価とする。

- ・実務者研修筆記及び修了試験で70点以上をとること。
不合格の場合には、再試を行う。再試料:3,000円(税別)
- ・医療的ケア演習で一定の基準に達すること。

(補講について)

第19条 補講の取り扱いについては以下のとおりとする。

- (1) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められた場合は、欠席したスクーリングについて補講を行うものとする。但し、講師の都合がつかない場合は、この限りではない。
- (2) 補講にかかる費用は自己負担となる場合がある。(コースごとに設定)

(修了証書等の交付)

第20条 修了を認定された者に対し、修了証明書を交付する。

(研修期間)

第21条 研修期間は原則6ヶ月とし、再試験が必要な場合など最大9ヶ月まで受講を延長することができる。

(在籍年限)

第22条 在籍期限は2年を超えることはできない。

(休学と復学)

第23条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、休学届にその事由を明らかにする書類(診断書等)を添えて提出し、養成施設長の承認を得なければならない。
休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。
復学しようとするときは、復学願いを養成施設長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第24条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し許可を得なければならない。

(受講の取消し)

- 第25条
- (1) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
 - (2) 講師の指示に従わない者。
 - (3) 研修の秩序を乱す者。
 - (4) 欠席日数が多い者(3日以上)。

受講の取消し理由の1～4に該当し、受講が取り消された者の受講料の返還要求には一切応じない。但し、(4)に該当し受講が取り消された者は、当組合が開講する別の講座で、初回からの振替受講(1回のみ)をすることが可能である。

(教員組織)

第26条 以下の教員を置く

・理事長	…	1 名	・医療的ケア担当教員	…	4 名
・教務に関する主任者	…	1 名	・その他の教員	…	0 名
・介護過程Ⅲ担当教員	…	2 名	・事務職員	…	1 名

(修了者管理の方法)

第27条 修了者管理は以下のとおりとする。

- (1) 修了者は修了者名簿に記載し、福井県で指定された様式に基づき福井県に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。
但し、修了証明書の再発行にかかる料金については、1枚につき1,000円(税別)を受講者の負担とする。

(公表する情報の項目)

第28条 研修機関が公表すべき情報についてはホームページ上で公表する
<http://www.fukui.coop>.

(その他研修実施に係る留意事項)

第29条 研修事業の実施に当たり、以下のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。 福井県民生活協同組合 TEL.0776-52-8466
- (2) 本講座で使用する教材・質問回答・添削問題の問題・解答解説等の著作物に対する複製・転載・転用インターネットによる公衆送信・販売・頒布・譲渡・貸与・変更等を行うことを禁止する。
また、方法、理由の如何を問わず、講義内容を音声又は画像にて記録をとることを禁止する。

(個人情報管理)

第30条 当該研修における個人情報について、厳正に管理を行う。

当組合は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用しない。

(研修事業執行担当部署)

第31条 研修事業は当組合の福祉事業部で行う。

(休業日)

第32条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 年末年始 12月29日～1月3日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) その他天災等やむを得ない事情により授業が行えないと当組合が認めた日

(施行細則)

第33条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当組合がこれを定める。

(附則)

第34条 この学則は令和8年5月13日から施行する。

別紙1

(教育課程及び授業時間数)

受講希望者が保有する資格によって科目の免除を行なうものとし、教育課程及び授業時間数は、下表のとおりとする。

	科目	時間	介護職員 基礎研修	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			喀痰吸引等 研修	認知症 実践者研修	無資格者
					1級	2級	3級			
通信	人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除			
	社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除			
	社会の理解Ⅱ	30	免除		免除					
	介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除	免除				
	介護の基本Ⅱ	20	免除		免除	免除				
	コミュニケーション技術	20	免除		免除					
	生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除			
	生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除	免除				
	介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除				
	介護過程Ⅱ	25	免除		免除					
	発達と老化の理解Ⅰ	10	免除		免除					
	発達と老化の理解Ⅱ	20	免除		免除					
	認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除	免除				免除	
	認知症の理解Ⅱ	20	免除		免除				免除	
	障害の理解Ⅰ	10	免除	免除	免除					
	障害の理解Ⅱ	20	免除		免除					
	こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除	免除				
こころとからだのしくみⅡ	60	免除		免除						
医療的ケア・通信	50						免除			
通学	介護過程Ⅲ	46	免除							
	医療的ケア講義・演習	14					免除			
合計		465h	64h	335h	110h	335h	435h	401h	435h	465h